

諮問書

佐市教委こ第813号
平成24年10月15日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明 様

佐賀市教育委員会
教育長 東島正明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、
下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

防犯カメラ設置事業における、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供を行うことの可否について

2. 諮問理由

佐賀市立城東保育所を利用する保護者が児童の送迎用として使用している駐車場は、保育所園舎に隣接する敷地であるが、保育所の事務室から直視できないため、盗難等の危険を有している。過去、実際に盗難の事件が発生した経緯もある。

そこで、城東保育所利用者の安全を確保することを目的として、盗難等の抑止効果が期待できる防犯カメラを設置する。

3. 所管課

こども課

4. 設置時期

平成17年4月1日

5. 防犯カメラの概要

(1) 設置場所及び設置台数

- ・城東保育所園舎に1台を設置する（保育所の駐車場の状況を確認するため）。

(2) カメラ稼動時間及び保存方法

- ・ 常時、撮影を行う（モニターは、城東保育所が開設している時間帯に表示させる）。
- ・ 撮影された画像は、撮影データ保存用のハードディスクに1週間保存する。
- ・ 以降は、新しいデータを上書保存することで、古いデータを完全消去する。

(3) 掲示

- ・ カメラ設置場所に「防犯カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

6. 記録データの取り扱い

- ・ 「城東保育所防犯カメラ運用基準」を定め、防犯カメラ管理者及び防犯カメラ取扱者を特定する。
- ・ 記録データの取り扱いは、防犯カメラ管理者及び防犯カメラ取扱者のみが行う。

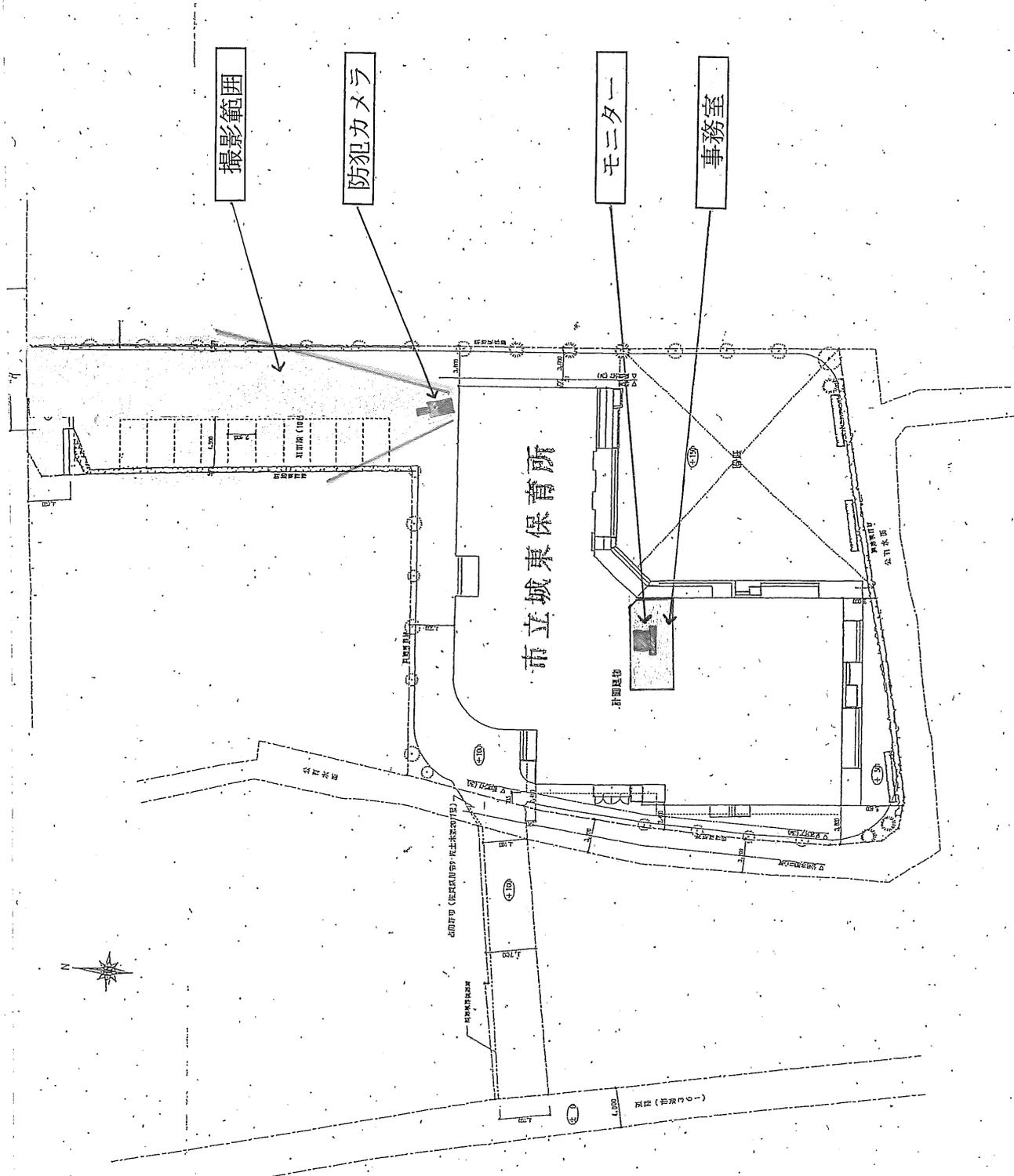
7. 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「城東保育所防犯カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。



撮影範囲

防犯カメラ

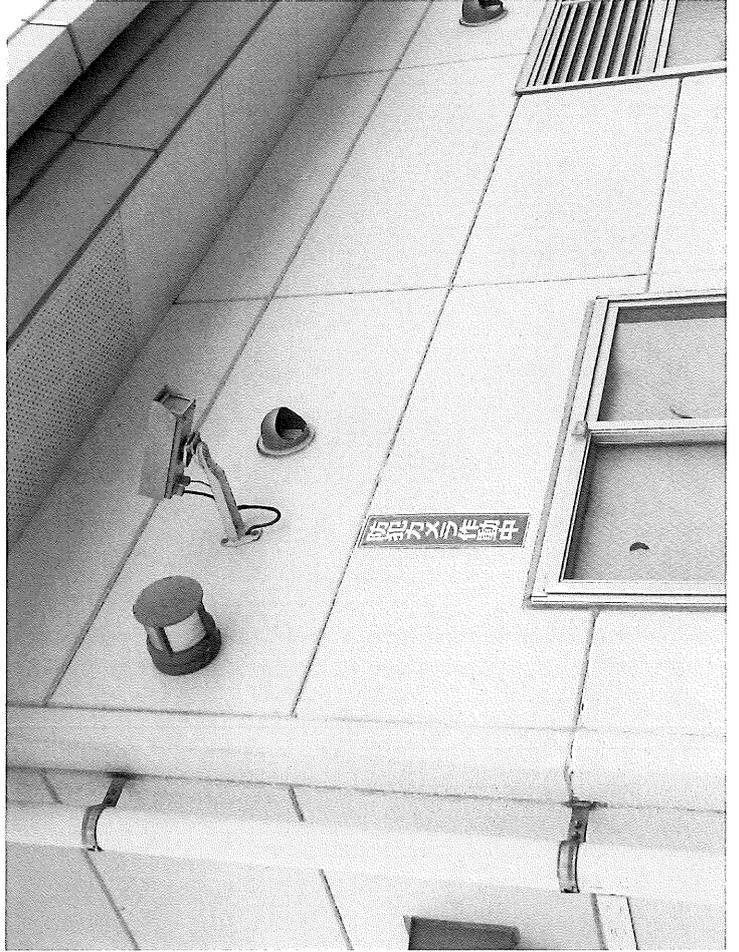
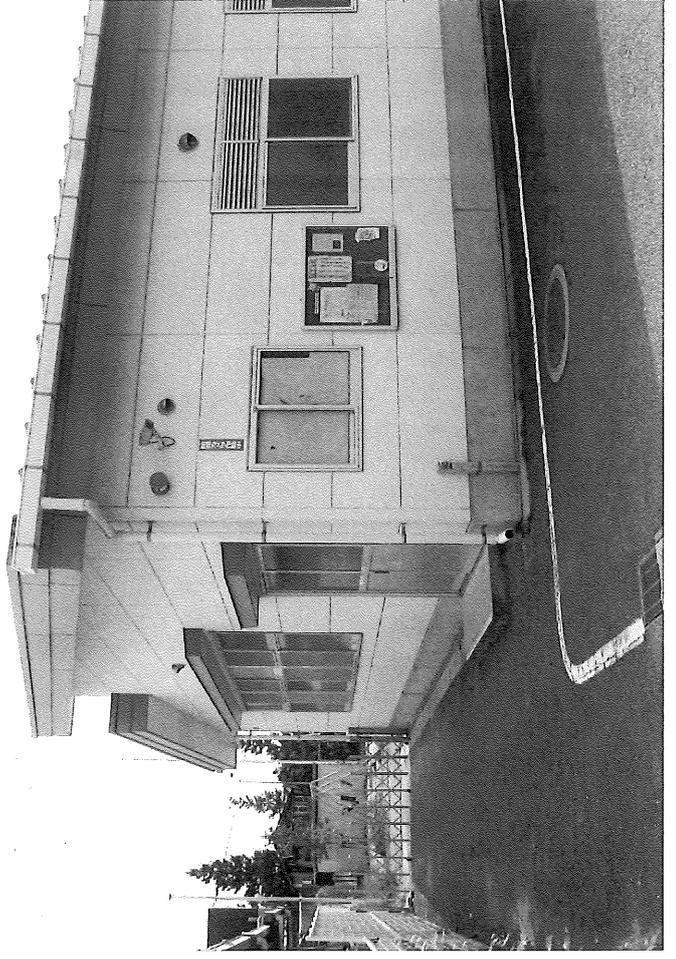
モニター

事務室

市立城東保育所



児童 (若狭門中心)





佐賀市立城東保育所防犯カメラ運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市立城東保育所の駐車場における盗難等の発生を抑止し、保育所利用者の安全を図ることを目的として設置する防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「記録データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(防犯カメラの設置)

第2条 防犯カメラは、佐賀市立城東保育所に設置する。

- 2 防犯カメラを設置した場所には、通行人の見やすい位置に防犯カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(防犯カメラ管理者及び防犯カメラ取扱者)

第3条 防犯カメラの適正な運用及び管理を図るため、防犯カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理者は、城東保育所長とする。
- 3 取扱者は、城東保育所職員の中から、管理者が指名する。
- 4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
- 5 取扱者は、この基準を遵守し、防犯カメラ及び記録データの適正な取り扱いに努めなければならない。

(記録データの取り扱い)

第4条 記録データは、専用のハードディスクに1週間保存する。

- 2 保存後1週間を経過した記録データは、新しい記録データを上書保存することで、古いデータを完全消去する。
- 3 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(記録データの提供等の制限)

第5条 記録データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この基準は平成24年10月1日から実施する。